

よくあるご質問 <地域企業感染症対策等支援事業>

令和2年10月15日時点

1 補助対象事業者について

No.	質問	回答
1	主たる事業は対象外業種（例：製造業）ですが、店舗の一部で対象業種である事業を営んでいる場合は、対象になりますか。	対象になる場合があります。 商工団体に相談の上、事業の実態が確認できる資料（店舗の写真や事業内容が分かるHPのコピー等）を添付して申請してください。
2	創業者も対象になりますか。	対象になります。 開業後の申請となりますので、店舗の所在地や開業日が確認できる資料（開業届の写し等）を添付して申請してください。
3	店舗と住宅が一体となっている場合でも対象になりますか。	店舗部分（事業専用区画）が対象になります。 ※ 明確に区分ができない場合には、対象外となります。
4	同じ施設の中で複数の事業を営んでいる場合は、それぞれ1店舗として申請できますか。 （宿泊施設内でレストランを営業している場合やショッピングセンターでのテナント入居している場合など）	それぞれ独立して営業している場合に限り、各1店舗として申請可能です。 独立して営業しているかどうかは、営業区画や精算設備の状況等により判断しますので商工団体にご相談願います。
5	イベント会場での出店や公共施設等を借りて実施する〇〇教室などは対象になりますか。	原則対象外になります。 ただし、特定の施設で恒常的に営業している場合には、店舗と同等に判断できる場合がありますので商工団体にご相談ください。
6	公共施設の指定管理を行っていますが対象になりますか。	原則対象外になります。 協定等の定めにより、感染症対策に要する経費等を協議できる場合がありますので、施設を所管する県や市町村にご相談願います。
7	キッチンカーや移動販売車でも申請できますか。	申請可能です。 営業場所が定まっていないことが多いため、居住地での申請を原則とします。
8	飲食店の「業態転換」について、飲食店の営業を継続しながら、テイクアウト等の事業を新規で始める場合も対象になりますか。	対象になります。

2 証拠書類について

No.	質問	回答
1	宛名のないレシートは証拠書類になりますか。	宛名のないレシートでは、不十分です。 対象となる経費の「内容」、「金額」、「支払日」、「支払者及び支払先」が確認できる書類が必要となりますので明細書や納品書など、確認可能な他の書類を併せて提出してください。
2	証拠書類は原本の提出が必要ですか。	原本の提出は不要です。 領収書等はコピーを提出してください。
3	インターネット通販で購入した場合でも申請できますか。	申請可能です。 利用したサービスによっては領収書等を発行できる場合があるので確認してください。 領収書が発行できない場合は、購入履歴画面など取引内容がわかるものを印刷して添付して申請してください。
4	法人の代表者ですが、個人名の領収書は証拠書類になりますか。	代表者であっても個人名の領収書では、不十分です。 法人の経費として処理していることが分かるその他の資料を併せて提出してください。
5	家族や従業員が立替払いしている領収書は、証拠書類になりますか。	立替払いの領収書では、不十分です。 経費として精算処理していることが分かるその他の資料を併せて提出してください。
6	本社で物品をまとめて購入して各店舗に配分する場合は、どのような書類を提出すればよいですか。	明細書等の書類のうち、各店舗への配分額がわかる資料を提出してください。 (各店舗への配分数量やその金額を明細書に追記した資料や、各店舗への配分額の一覧などをご用意ください。)
7	購入した物品の品目の内訳に、補助対象の物品と対象外の物品が混在している場合は、どのような書類を提出すればよいですか。	明細書等の書類のうち、対象経費がわかる資料を提出してください。 (対象箇所に印をつけた資料や、対象品目の一覧などをご用意ください。)
8	フランチャイズ店舗で、フランチャイズ本部において消耗品をまとめて購入している場合には、店舗ごとの領収書が存在しませんがどのような書類を提出すればよいですか。	対象となる経費の「内容」、「金額」、「支払日」、「支払者及び支払先」が確認できるその他の資料(発注仕入伝票、本部仕入リストなど)を組み合わせて提出してください。
9	当座預金口座を補助金の振込先とする(通帳が存在しない)場合は、どのような書類を提出すればよいですか。	金融機関が発行する証明書等を添付してください。

3 対象経費について

具体的な対象物品等は、参考資料「対象になるもの・ならないものの例」を参照願います。

No.	質問	回答
1	インターネットオークションやフリーマーケットアプリで購入したものは対象になりますか。	対象外です。 同様に私人間の取引も対象外になります。
2	消費税分も補助対象になりますか。	消費税分は対象外です。
3	エアコンは空気清浄機能や換気機能のない機種でも補助対象になりますか。	空気清浄機能や換気機能を有する方が望ましいですが、当該機能がないエアコンも対象になります。 ※ 修理費や単なる更新は対象外です。

4 補助金額の算定について

No.	質問	回答
1	商工団体の管轄する区域内に対象店舗・事業所が複数ある場合は、どのように申請すればよいですか。	店舗・事業所ごとに補助額を算定し、その合計額をまとめて申請額としてください。 例) ある市町村内にA店・B店の2店舗を営んでいる場合に、対象経費がA店8万円、B店12万円の場合の申請額は、A店8万円+B店10万円(上限)=18万円となります。ただし、鉄道・道路旅客運送業については、対象経費全体に対し、事業所数×10万円を上限として算定してください。
2	複数の市町村にまたがって店舗・事業所を営業する場合は、どのように申請すればよいですか。	管轄する商工団体ごとに、申請を行ってください。
3	税抜価格が分からない場合は、どのようにすればよいですか。	購入先に問い合わせで税抜価格を確認し、備考欄に記載してください。 問い合わせでも不明の場合や、特段記載のない場合には、領収書の額を消費税率で割り返した額(1円未満の端数は切捨て)を補助対象経費として算定します。